

## 様式 1 公表されるべき事項

### 独立行政法人大学入試センターの役職員の報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

###### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

大学入試センターは、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校における教育の振興に資することを目的としている。大学と共同して同一の期日に同一の試験問題により実施するセンター試験は、多くの大学が入学者選抜の一環として利用しているものであり、当センターは、問題作成、試験の実施、答案の採点・成績提供及びその他一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施することで、適切な入学者選抜を実現し、大学入試の個性化・多様化に貢献してきた。

当センターの組織規模(常勤職員数(91人))等を勘案すると同様の事業(平成27年度センター試験受験者数:530,537人)を実施するものとして給与水準等の比較を行うことが適切と考えられる民間法人や国・地方公共団体が運営する独立行政法人等はないが、東京都内に所在する独立行政法人等の役員報酬水準を考慮の上、法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定し、さらに国家公務員指定職の給与改定が行われた際には同様の改定を行っている。

###### ② 平成26年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員に支給される給与のうち、期末特別手当については、文部科学省独立行政法人評価委員会の行う業績評価の結果を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。

###### ③ 役員報酬基準の内容及び平成26年度における改定内容

###### 法人の長

本給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当から構成されている。期末特別手当については、役員給与規則に則り、期末特別手当基準額(本給+地域手当+{(本給+地域手当)×100分の20}+本給×100分の25)に6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。(文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、100分の10の範囲内で増減することができる。)

なお、平成26年度では、①通勤手当のうち、交通用具使用者(自動車等利用者)に係る通勤手当について、使用距離の区分に応じて引上げ(100円から7,100円までの範囲内)、②期末特別手当の支給割合の引上げ(年間0.15ヶ月分)を実施した。

理事	<p>本給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当から構成されている。期末特別手当及び平成26年度に実施した改定の内容は、法人の長と同様である。</p>	
理事(非常勤)		該当者なし
監事		<p>本給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当から構成されている。期末特別手当及び平成26年度に実施した改定の内容は、法人の長と同様である。</p>
監事(非常勤)		<p>役員給与規則に則り、非常勤役員手当(月額120,000円)を支給している。平成26年度において改定はない。</p>

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成26年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,833	千円 10,944	千円 4,710	千円 1,970 (地域手当) 209 (通勤手当)			※
A理事	千円 15,109	千円 9,312	千円 4,008	千円 1,676 (地域手当) 113 (通勤手当)			◇
B監事	千円 14,009	千円 8,640	千円 3,719	千円 1,555 (地域手当) 95 (通勤手当)			
C監事 (非常勤)	千円 1,440	千円 1,440	千円	千円			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

法人の長

当センターの理事長は、法人全体の業務を総括する高いマネジメント能力とリーダーシップに加え、当センターが入学者選抜に関する調査及び研究の中核拠点としての役割を果たすために、入学者選抜方法の改善に資する調査・研究を進めるなど、高度な専門性が求められる。理事長の報酬月額は、法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定し、さらに、国家公務員指定職俸給表の給与改定が行われた際には同様の改定を行っているが、当該職務内容の特性は法人化移行前と同等以上であると言える。

年間報酬額は事務次官の年間給与額2,265万円と比べてもそれ以下となっており、また、東京都内に所在する他の独立行政法人等の長と同水準であることから、報酬水準は妥当であると考ええる。

理事

理事は、上記のように多岐に渡る理事長の業務・意思決定を補佐する立場にあり、相当の専門性が求められる。理事の報酬月額は、国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定し、さらに、国家公務員指定職俸給表の給与改定が行われた際には同様の改定を行っている。また、年間報酬額は、東京都内に所在する他の独立行政法人等の理事と同水準であることから、報酬水準は妥当であると考ええる。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

監事の報酬月額は、国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定し、さらに、国家公務員指定職俸給表の給与改定が行われた際には同様の改定を行っている。また、年間報酬額は東京都内に所在する他の独立行政法人等の監事と同水準であることから、報酬水準は妥当であると考ええる。

監事(非常勤)

非常勤監事の報酬月額は、国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえ、勤務形態及び勤務日数を勘案して決定している。また、年間報酬額は、東京都内に所在する他の独立行政法人等の非常勤監事と同水準であることから、報酬水準は妥当であると考ええる。

#### 【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の法人、民間企業との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

#### 4 役員の退職手当の支給状況(平成26年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	7,239	6	0	平成25年3月31日	0.9	※
理事A	該当者なし					
監事B	該当者なし					
監事C (非常勤)	該当者なし (非常勤監事には退職手当は支給しない)					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

#### 5 退職手当の水準の妥当性について

##### 【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	当該理事長は、他の役員及び職員が一丸となって職務に邁進するようリーダーシップを遺憾なく発揮し、センターの管理・運営はもとより、大学入試センター試験の実施、調査研究体制の充実、情報提供事業の見直しなど業務目標達成に多大の貢献を果たした。一方、平成19年度試験の盗難に伴う試験問題の差し替えや平成24年度試験において多く発生した問題冊子の配付ミスがあったことから、理事長の業績勘案率については、文部科学省独立行政法人評価委員会において0.9と決定された。
理事A	該当者なし
監事A	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

#### 6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

期末特別手当については、文部科学省独立行政法人評価委員会の行う業績評価の結果を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減することができることとしている。平成27年度以降は、文部科学大臣が行う業績評価の結果を参考にしてその額の100分の10の範囲内で増減を行う予定である。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、業務の実績、社会一般の情勢(国家公務員の給与水準等)を十分考慮し、学歴、試験、経験及び職責の度合いを基に給与水準を決定している。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績を考慮し、昇格、昇給を実施しているほか、勤勉手当の成績率に反映させている。

#### ③ 給与制度の内容及び平成26年度における主な改定内容

職員給与規則に則り、俸給及び諸手当(扶養手当、管理職手当、地域手当、単身赴任手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿直手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)としている。期末手当については、期末手当基準額(俸給+扶養手当+地域手当)に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給+地域手当)に同規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成26年度では、①一般職及び教育職俸給表のベースアップ(0.3%)、②通勤手当のうち、交通用具使用者(自動車等利用者)に係る通勤手当について使用距離の区分に応じて100円から7,100円までの範囲内で引上げ、③勤勉手当(一般職・教育職)の成績率及び期末特別手当(指定職)の支給割合について0.15ヶ月分の引上げを実施した。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成26年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	71人	41.4歳	6,735千円	5,035千円	165千円	1,700千円
事務・技術	57人	40.0歳	6,158千円	4,634千円	168千円	1,524千円
教育職種	14人	47.0歳	9,086千円	6,670千円	154千円	2,416千円
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
再任用職員	2人	—歳	—千円	—千円	—千円	—千円
事務・技術	2人	—歳	—千円	—千円	—千円	—千円
研究職種	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし					
非常勤職員	2人	—歳	—千円	—千円	—千円	—千円
事務・技術	該当者なし					
研究職種	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし					
その他	2人	—歳	—千円	—千円	—千円	—千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員の「教育職種」とは、国の教育職俸給表(一)相当の者である。

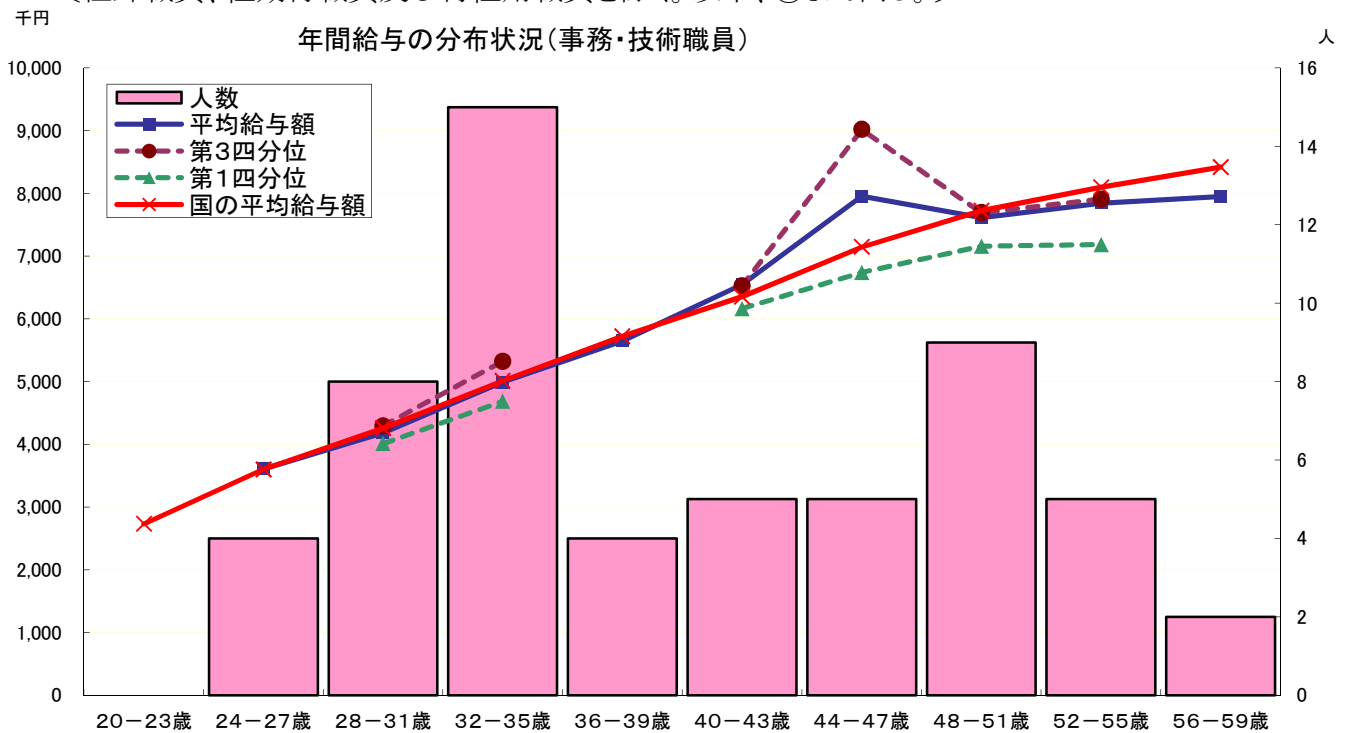
注3: 再任用職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4: 非常勤職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5: 在外職員、任期付職員について、該当者はいない。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 年齢24-27歳、36-39歳、56-59歳の該当者は4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
代表的職位				
部長	1	-	-	-
課長	3	47.8	9,206	-
主幹	1	-	-	-
課長補佐	12	51.3	7,531	8,106～6,738
係長	17	42.0	6,065	7,186～4,885
主任	7	34.2	4,927	5,320～4,473
係員	16	29.6	4,156	4,801～3,436

注1: 部長及び主幹の該当者は2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

注2: 課長の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額は平均額のみ記載した。

④ 賞与(平成26年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 61.1	% 62.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.6	% 38.9	% 37.8
	最高～最低	% 45.2～32.6	% 49.2～34.7	% 47.4～33.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.0	% 62.7	% 63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.0	% 37.3	% 36.2
	最高～最低	% 39.9～32.3	% 39.8～34.7	% 38.8～33.7

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 100.2</li> <li>・年齢・地域勘案 88.1</li> <li>・年齢・学歴勘案 99.3</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 88.5</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>年齢のみを勘案した対国家公務員指数は100.2と0.2ポイント上回っているが、これは当センターが東京都特別区に所在し、1級地の支給率(18%)で地域手当を支給しているところ、国家公務員と比較して、1級地に勤務する事務・技術職員の割合が大きく上回っている(国:29.6%)ことによると考えられる。</p> <p>※国家公務員行政職俸給表(一)の地域手当支給区分の割合は「平成26年国家公務員給与等実態調査」を用いて算出した。</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 0% 国からの財政支出額0円、支出予算の総額 11,747,856千円(平成26年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成25年度決算)</p> <p>【管理職の割合 8.8%(事務・技術職員数57名中5名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 75.4%(事務・技術職員数57名中43名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 6.2%】 支出総額 11,747,856千円、給与・報酬等支給総額 729,278千円(平成25年度決算)</p> <p>俸給表、諸手当等の給与体系は、「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠しており、また、在勤地域(1級地)を勘案した対国家公務員指数は88.1と100を下回っていることから、給与水準は適切であると考えられる。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 地域差及び学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考えられる。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	<p>国家公務員の給与水準に十分配慮し、センターの業務の特殊性を踏まえて、引き続きその適正な水準を維持するよう取り組む。</p>



#### 4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給、独身)  
月額 174,200円 年間給与2,570,000円
- 35歳(主任、配偶者・子1人)  
月額 338,778円 年間給与5,490,000円
- 45歳(係長、配偶者・子2人)  
月額 416,540円 年間給与6,725,000円

#### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績を考慮し、昇格、昇給を実施しているほか、勤勉手当の成績率に反映させている。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 732,635	千円 655,187	千円 642,979	千円 729,278
退職手当支給額 (B)	千円 102,078	千円 36,386	千円 22,954	千円 33,430
非常勤役職員等給与 (C)	千円 140,977	千円 136,405	千円 107,631	千円 89,956
福利厚生費 (D)	千円 107,855	千円 100,113	千円 100,210	千円 105,973
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,083,545	千円 928,091	千円 873,774	千円 958,637

注: 中期目標管理法及及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

#### 総人件費について参考となる事項

##### (1)「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」についての分析

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに準じた給与減額支給措置が終了したこと及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じて、俸給表のベースアップ、勤勉手当の支給月数の引上げ措置を実施したことにより、前年度に比較して「給与、報酬等支給総額」については13.4%、「最広義人件費」については9.7%増加した。

##### (2)「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

###### ・役員に関する講じた措置の概要

退職手当支給額の算出に用いる、退職の日における本給月額に乘じる割合(従前100分の12.5)を、平成25年1月から100分の12.5に100分の98を乗じて得た割合、平成25年10月から100分の12.5に100分の92を乗じて得た割合、平成26年7月から100分の12.5に100分の87を乗じて得た割合に段階的に引き下げた。

###### ・職員に関する講じた措置の概要

退職手当の基本額に乘じる調整率(従前100分の104)を、平成25年1月から100分の98、平成25年10月から100分の92、平成26年7月から100分の87に段階的に引き下げた。

### Ⅳ その他

( 特になし )